

○ 10 月 補正予算 歳出

P27

Q 無許可建築物について。経緯・内容等

A 南中学校整備事業 校舎等改修工事 2,221 千円

・概要 南中学校の敷地内に、無許可建築物である倉庫等が敷地内にあるため、そのままでは増築校舎の建築確認申請を提出することができないため、それらを撤去するものです。

・ 建築基準法では、1 棟の床面積が 10 平方メートル以下かつ、1 棟ずつ設置する場合は、確認申請が不要であるため、南中学校の 7 棟のうち 5 棟の倉庫は、建築基準法の確認申請を行うことなく設置してあります。

現在進めている、校舎の増築には確認申請が必要であり、同時に敷地内の既存校舎や倉庫等は申請による確認を受けていることが必要です。

しかし、今回新たに申請する場合、確認を受けていない 7 棟の倉庫は、それらの床面積を合計した規模として取り扱う他、そのうち 2 棟は、それぞれ 10 平方メートルを超えていますので、申請による確認を受けていないものが設置してあることとなります。

[資料]

南中学校 撤去予定の倉庫

設置場所	延べ床面積 (㎡)	構造	用途
運動場	4. 0 0	鉄骨造	部活動物品
運動場	4. 0 0	鉄骨造	部活動物品
東ゴミ集積所	6. 5 5	鉄骨造	資源ゴミ
東ゴミ集積所	5. 1 5	鉄骨造	掃除道具
体育館東側	1 4. 9 5	鉄骨造	暖房器具
体育館東側	1 4. 9 5	鉄骨造	備品
体育館北側	9. 4 5	鉄骨造	防災倉庫
合計	5 9. 0 5		